

平成25年3月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ワ)第30957号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成25年1月23日

判

決

原告

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

荒井哲朗

白井晶子

太田賢志

佐藤顕子

被告

同訴訟代理人弁護士

大塚

樋口卓也

主

文

- 1 被告は、原告に対し、33万円及びこれに対する平成22年9月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要等

- 1 本件は、原告が、株式会社エコス（以下「エコス」という。）の従業員から、同社の未公開株式が上場間近であって確実に利益を得ることができるなどの虚偽の事実を告げられ、価値のない株式を購入させられ損害を被ったところ、上記従業員の行為は、エコスと株式会社エコスパートナー（以下「エコスパート

ナー」という。)らが共同して行ったものであるとして、エコスパートナーの代表取締役であった被告に対して、民法709条、719条1項、会社法429条1項に基づき、33万円(株式購入代金相当額30万円及び弁護士費用相当損害金3万円)の損害賠償及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提となる事実(当事者間に争いが無いが、掲記の証拠等により認定することができる事実)

(1) 原告は、昭和9年[REDACTED]生まれで、昭和62年に[REDACTED]銀行を退職し、その後、不動産会社等に10年ほど勤務したが、現在は、家賃収入と年金により生活している。また、原告は、平成21年7月当時、現物株取引以外の信用取引や先物取引等の投資経験は全くなかった(甲イ9・1頁等)。

(2)ア エコスは、本件当時、非公開会社であり、株式の譲渡には、取締役会の承認が必要であった(甲イ5参照)。

また、同社の株式は、本件当時、いわゆるグリーンシート銘柄ではなかった(弁論の全趣旨)。グリーンシート銘柄以外の未公開株式は、一般に、公開される情報も少なく、一般投資家が当該会社の情報に接することも困難であり、その価値の評価が極めて困難であるため、その取得によって一般の投資家が不測の損害を被る危険性が高いものといわれている。

イ 本件当時のエコスの代表取締役は、露木[REDACTED](以下「露木」という。)であり、エコスパートナーの代表取締役は、被告であった。

(3)ア 平成21年夏頃、原告の元にエコスの会社案内や同社の株式購入に関する資料が送付されてきた(甲イ1の1～1の4)。同資料の中には、エコス名義の「株式出資のご挨拶」と題する文書(甲イ1の3)があり、同文書には、エコスがマイクロソフト、サンマイクロシステムズ等とパートナーシップを組んでいること、エコスが開発したサービスが、アメリカの国防総省、司法省などの各省庁や民間企業で導入済みであり、全米No. 1シ

エアを誇っていること、平成21年12月にOTCブリティンボードへの株式公開が確定しており、出資を募集していることが記載されている。

イ また、送付された資料には、「買付申込書及び名義書換請求の手続き」と題する文書（甲イ3の2。以下「本件手続案内書」という。）や、「株式会社エコス申込書」と題する申込用紙（甲イ3の1の記入前のもの。以下「本件株式申込書」という。）、「営業 岡■■■■」と記載されたエコスの名刺（甲イ2）などが同封されていた。

本件株式申込書には、1株当たりの代金は30万円と記載されており、申込株数は1株単位とされている。また、同文書の担当者名欄には、岡との印影がある。

本件手続案内書では、本件株式申込書をファクシミリで送信した上で、エコス名義の二つの銀行口座のいずれかに株式買付代金を振り込むように指定されており、代金振込後には、身分証明書のコピーを添付して、買付申込書及び名義書換請求書を郵送すれば、名義変更後の株券が送付されると記載されている。

- (4) 原告は、エコスの株式を購入することとし、本件手続案内書の記載に従い、平成21年7月17日、本件株式申込書に、申込み株券を1株、代金30万円と書き込み、他の必要事項を記載して、「株式会社 エコス IR受付」へ送付した上、同月23日には、エコス名義の銀行口座に、代金30万円を振り込んだ（甲イ3の1、甲イ4）。
- (5) 後日、原告の元にエコスの株券が送付されてきた。同株券は、「株券発行の日 平成21年7月21日」、「株主 有限会社イーエフシー」どの記載があり、原告に名義が変更されていない。（甲イ5）
- (6)ア 原告がエコスの株式を購入した後の平成21年9月頃、原告の元に、エコス名義で、海外市場への上場に当たり、法令の人数制限との関係で、原告からの出資について関連会社であるエコスパートナーのファンドを通じ

て行う必要があり、原告の資金を当該ファンドに振り替える手続のために、同封の振替依頼書（甲イ7）に記名押印の上、返送して欲しい旨が記載された文書（甲イ6の2）、エコspartner一名義の目論見書（平成21年7月16日付け）と題する書面（甲イ6の1）等が送付されてきた。

なお、上記振替依頼書（甲イ7）には、「私が錯誤で送金いたしました下記投資金（御社に縁故紹介を受けたファンドへの出資の為の金員）を本来の投資先である株式会社エコspartnerに再送金頂けますようお願いいたします。」と記載されている。

イ 原告は、上記文書に従い、振替依頼書に振替依頼額、氏名等を記載して、エコスに返送した（甲イ7）。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 被告の責任の有無（争点1）

(原告の主張)

ア エコスは、非上場株式会社でありグリーンシート銘柄でもない自社の株式を正常な価格から大きく乖離した価格で販売する商法である、いわゆる未公開株商法を行う株式会社であるところ、その従業員である岡■■■■（以下「岡」という。）は、原告に、エコスの株式の申込みに係る資料を送った上、電話をかけ、「(エコスは) 通信や情報管理の会社で、マイクロソフトとも取引があります。平成22年の早い時期に上場します。上場したら株式の価値は3倍になります。」などと虚偽を申し向け、エコスの株式を購入するよう勧誘し、原告にエコスの株式を購入させた。

イ 被告は、自身が代表取締役を務めていた株式会社エレガンスジャパンを平成21年5月22日にエコspartnerに商号変更し、同月頃に、エコスの資金調達を目的とするファンドの組成に協力するためにエコspartnerの代表取締役に就任した上、萩原■■■■（以下「萩原」という。）の指示に従って投資金名目でエコspartner一名義の口座に入金された多額の金

員をエコス名義の口座に移動させるなどしていたことを認めている。

これらの事実からすれば、少なくとも平成21年5月から、エコス及びエコスパートナーが一体となって、資金調達名目の詐欺的商法を行う仕組みが組成され、その一環として前記アのとおり原告に対する未公開株又はファンドの勧誘がされたことは明らかである。

そして、上記のような被告の役割に照らせば、被告は、エコス及びエコスパートナーによる詐欺的商法を認識し、又は認識し得たにもかかわらず、これに共同したものであるべきである。

また、仮にそうではなくとも、被告は、意味も分からずに多額の金を移転させる行為を現実に行っていたというのであるから、少なくとも重過失があることは明らかである。

以上によれば、被告は、民法709条及び会社法429条1項の責任を負う。

(被告の主張)

被告は、萩原の下で働いていたが、平成21年5月下旬頃に、萩原から、エコスという会社の資金調達でファンドを組成しなくてはならず、そのために会社役員に就任してもらいたいといわれた。被告は、金融関係に関しては全くの無知であったが、これを承諾し、エコスパートナーの代表取締役となった。そして、エコスパートナーの口座を開設したところ、エコスパートナーの口座に多額の投資金が振り込まれ、被告は、萩原の指示に従ってエコスの口座に資金を移動させていた。被告としては、一連の行為が、投資詐欺に該当するようなものであるとは全く認識していなかった。したがって、故意又は過失がなく、不法行為責任は成立しない。

(2) 原告の被った損害 (争点2)

(原告の主張)

原告は、被告の行為により、振込交付金30万円及び弁護士費用相当損害

金3万円の損害を被った。

(被告の主張)

知らないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (被告の責任の有無) について

(1) エコスの行為について

原告は、エコスの従業員が、エコスの株式が上場予定であって近い将来値上がりするなど虚偽の事実を告げて、当該株式を不当に高額で売りつけた旨主張する。

ア そこで、検討するに、① エコスの本店所在地等が記載されたエコスのパンフレット、エコスの従業員名の名刺、露木が作成名義人として記載されている文書などが原告に送付されていること(前記第2の2(3), 甲イ2)、② 原告は、株式の購入代金をエコス名義の銀行口座(現在の銀行取引実務上、エコス自身の関与がなければ、開設することができないことは、顕著な事実である。)に振り込むように指示され、同口座に代金を振り込んだこと(前記第2の2(4))、そして、③ 原告が代金を支払うと、エコスの株券が送付されたこと(前記第2の2(5))といった経緯及び弁論の全趣旨に照らせば、エコスの従業員である岡が、原告に対し、エコスの業務として、エコスの株式の購入の勧誘及び販売を行ったことが認められるというべきである。

イ また、投資家でもなく、エコスと縁故があるわけでもない原告が、電話による勧誘によって、未公開株であるエコスの株式を購入していること(前記第2の2(1), (4), 弁論の全趣旨)、原告に対し、エコスがOTCブリティンボードに必ず上場するなど記載された資料を送付して株式の購入を勧誘していること(前記第2の2(3))及び弁論の全趣旨からすれば、岡は、エコスの株式が外国の市場や日本の市場に上場される予定であり、それに

よって、エコスの株式が1株当たり30万円の値段よりも大幅に値上がり
することが見込まれると申し向けて、原告にエコスの株式の購入の勧誘及
び販売をしたと推認するのが相当である。

しかしながら、エコスは、自らの預金口座に株式買付代金を送金させて、
株券（国内の株式に係るもの）を送付しているにもかかわらず（甲イ3の
2、甲イ5）、その約1か月後には、海外市場への上場のために、関連会社
のファンドに出資する形とする必要があるなどといった文書を送り付けて
いる（前記第2の2(3)~(6)）ところ、このようなエコスの行動は、同社の
株式について上場を予定している者の行為としては不自然、不合理なもの
であること、その後も、エコスの株式が国内又は海外の市場で上場された
ことをうかがわせる事情もないこと等からすれば、岡が原告に対して購入
を勧誘した当時、エコスが、外国の市場や国内の市場において上場する予
定はなかったと推認される。

また、前記のとおり、エコスの従業員である岡は、上場する予定のない
株式について上場予定である旨述べて購入を勧誘していたこと等からす
れば、岡が原告に対して購入を勧誘した当時、エコスの株式は、1株30
万円の価値を有してはいなかったものと推認される。

以上の事情に弁論の全趣旨を総合すれば、岡の原告に対するエコスの株
式の購入の勧誘及び販売行為は、エコスの業務行為の一環として、当該株
式の現在の価値及び将来の価値に関して虚偽を申し向け、その点について
原告を誤信させた上で、エコスの株式を購入させたものといえるから、そ
の行為は詐欺に当たり、不法行為に該当するものと認められる。

ウ 以上によれば、エコスは、不法行為責任及び上記岡の行為についての使
用者責任を負うこととなる。

(2) エコスの不法行為に対する被告の関与について

原告は、エコス及びエコスパートナーが、共同して、原告に、エコスの株

式を売却し、損害を与えたものであり、エコスパートナーの代表取締役であった被告は、エコスの未公開株商法等による多額の資金を両者の口座間で移動させるという役割を当初から認識し、認識し得たものであると主張する。

ア そこで検討するに、① 被告は、自身が代表取締役を務めていた株式会社エレガンスジャパンを平成21年5月25日にエコスパートナーに商号変更したこと(甲イ10の1)、② 被告は、同月頃に、萩原の要請に基づき、エコスの資金調達を目的とするファンドの組成に協力するためにエコスパートナーの代表取締役に就任した上、萩原の指示に従って、投資金名目でエコスパートナー名義の口座に入金された多額の金員をエコス名義の口座に移動させるなどしていたこと(当事者間に争いが無い。)がそれぞれ認められる。

イ そして、上記各事実に加えて、弁論の全趣旨を総合すれば、被告は、萩原の要請に基づき、平成21年5月に、エコスの未公開株商法等に利用するために、自身が代表者である会社の商号変更をした上で、エコスが違法に入手した多額の資金を口座間で移動させるという役割(ただし、そのような資金移動が、どのような意味を持ち、どのような意図の下にされていたのかについては、本件全証拠によっても、確定することができない。)を担っていたものであり、この点について当初から認識していたか、又は少なくとも認識し得たものと解するのが相当である。

ウ 以上によれば、被告は、故意又は過失により、エコスの不法行為に加担したものと認められるから、これにより原告に与えた損害について、エコスと共同して、賠償する義務を負うことになる。

2 争点2 (原告の被った損害) について

(1) 前記第2の2(4)のとおり、原告は、エコスの行為により同社の株式の購入代金として30万円を交付したところ、上記1(1)のとおり、エコスの株式が未公開の株式であること、本件株式が原告の購入当時において30万円の価

値を有していなかったこと、その後、エコスが上場するなどして本件株式の価値が原告の購入代金相当額に至ったとも認められないことからすれば、原告は、エコスの行為により支払った代金相当額の損害を被ったことが認められる。

(2) そして、原告が被った弁護士費用相当損害金は3万円と認めるのが相当である。

第4 結論

以上によれば、原告の請求には理由があるから、これを認容することとし、訴訟費用の負担については民事訴訟法61条を、仮執行宣言については同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第13部

裁判長裁判官 花 村 良 一

裁判官 杉 浦 正 樹

裁判官佐藤康行は、差し支えのため、署名押印することができない。

裁判長裁判官 花 村 良 一

これは正本である。

平成 2 5 年 3 月 2 5 日

東京地方裁判所民事第 1 3 部

裁判所書記官 乗本達夫